



# 山形県公報

平成24年4月1日(日)

号 外 (12)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………1
- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…2
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……5

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年4月1日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

別表第1行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級3の欄中「(用地室長を除く。)」を削り、同項職級4の欄中「総合支庁の用地室長」及び「温海支所長」を削り、同表行政職給料表適用職の代表監査委員の監査委員事務局の項職級3の欄中「主幹」を削り、同表企業局職員の職の企業管理者の事業所の項職級6の欄中「主任主査」

を削り、同表海事職給料表適用職の知事の項中 



 を 



 に改め、同項職級5の欄中「庄内総合支庁の船長」を「水産試験場の船長」に、「庄内総合支庁の機関長」を「機関長」に改め、同項職級6の欄中「主任機関士」を削り、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項中

専門員		主任栄養士 主任診療放射線技師 主任薬剤師
-----	--	-----------------------------

を

		主任栄養士
--	--	-------



に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管

理者の病院の項職級4の欄中「課長」を削り、同項職級6の欄中「主任臨床検査技師」を 



 に改め、別表第3医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級3の欄中「総合支庁の業務名を冠する主査」を「総合支庁の業務名を冠する主査及び主査」に改め、同表病院事業管理者の病院の項職級3の欄中「科長及び専門研究員」を「医長及び科長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条第1号中「社団法人山形交響楽協会」を「公益社団法人山形交響楽協会」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「財団法人山形県埋蔵文化財センター」を「公益財団法人山形県埋蔵文化財センター」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、同条第4号中「財団法人山形県体育協会」を「公益財団法人山形県体育協会」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 社団法人山形県観光物産協会

第2条に次の1号を加える。

(11) 学校法人東北公益文科大学

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委員 長 安 孫 子 俊 彦

第16条第1項第1号ト中「級別標準職務表3級の5」を「級別標準職務表3級の4」に改める。

別表第1のイの表6級の項標準的な職務の欄第4項中「、主幹」を削る。

別表第3の大学卒の項中

(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了	を
---------------	--------------------------	---

(3) 専門職学位課程修了	イ 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 ロ 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	に改め、同項第4号
---------------	---	-----------

中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改める。

別表第6のチの表中

薬 剂 師	大 学 卒	2 級 1 号 給	を
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級 13 号 給	
	大 学 卒	2 級 1 号 給	

薬 剂 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給	に改め、同表の備考に次の1項を加える。
	大 学 卒	2 級 1 号 給	
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給	
	大 学 卒	2 級 1 号 給	

3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の適用については、当該薬剤師に係る学歴免許等を「大学6卒」とする。

別表第6のリの表の備考第3項中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第10中

主 幹

4 種  
（人事  
委員会  
と協議  
して定  
めるも  
のにあ  
つては  
3種）

を

	主 幹	4 種	に、
--	-----	-----	----

高坂ダム管理課長 荒沢ダム管理課長 温海支所長	5 種	を
-------------------------------	-----	---

高坂ダム管理課長 荒沢ダム管理課長	5 種	に、
----------------------	-----	----

副 所 長	4 種	を
-------	-----	---

副 所 長	3 種	に、
-------	-----	----

消 防 学 校	校 長	4 種	を
山形職業能力開 発専門校	校 長	3 種	
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種	
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種	
庄内職業能力開 発センター	所 長	4 種	
	主 幹	6 種	

消 防 学 校	校 長	4 種	に、
---------	-----	-----	----

名古屋事務所	所 長	4 種	を
産業技術短期大 学校	副 校 長	1 種	
	事務局次長	4 種	
	主幹（支給区分6種のものを除く。）		
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種	
産業技術短期大 学校庄内校	副 校 長	3 種	
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種	
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種	

名古屋事務所	所 長	4 種	に、
--------	-----	-----	----

副 所 長 場 長 部長（人事委員会の定める職を除く。） 室 長 主 幹	4 種	を
--	-----	---

	副 所 長 場 長 部長（人事委員会の定める職を除く。） 室 長 主 幹	4 種
産業技術短期大 学校	副 校 長	1 種
	事務局次長 主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
産業技術短期大 学校庄内校	副 校 長	3 種
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
山形職業能力開 発専門学校	校 長	3 種
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
庄内職業能力開 発センター	所 長	4 種
	主 幹	6 種

に、

監 査 委 員 事 務 局	局 長	1 種
	課 長	3 種
	主 幹	4 種

を

監 査 委 員 事 務 局	局 長	1 種
	課 長	3 種

に改める。

別表第15のイの表中 「同 常盤小学校」 「同 宮沢中学校」 を

「同 常盤小学校」 に、

山辺町立鳥海小学校	1 級	を
同 作谷沢小学校		
同 中中学校		
同 作谷沢中学校		

山辺町立作谷沢小学校	1 級	に、
同 作谷沢中学校		

同 東法田小学校	を
同 満沢小学校	

「同 東法田小学校」 に、

舟形町立堀内小学校	を
真室川町立差首鍋小学校	
同 平枝小学校	

「舟形町立堀内小学校 | |」に改める。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「生産技術課」を「農政企画課にあつては人事を担当するものに限り」に、「総務」を「総務又は秘書」に、「秘書専門員」を「調整専門員」に改め、同表知事部局の項中

消費生活センター	所長
山形職業能力開発専門学校	校長、庄内職業能力開発センター所長

を

消費生活センター	所長
----------	----

に、


名古屋事務所	所長
産業技術短期大学校	副校長、事務局長（庄内校に置くものを除く。）

を

名古屋事務所	所長
--------	----

に、

高度技術研究開発センター	所長、副所長
--------------	--------

を 

高度技術研究開発センター	所長、副所長
産業技術短期大学校	副校長、事務局長（庄内校に置くものを除く。）
山形職業能力開発専門学校	校長、庄内職業能力開発センター所長

に改め、同表知事部局出先機関総

合支庁の項職の欄中「、検査室長及び用地室長」を「及び検査室長」に改め、「、支所長」を削り、同表教育庁本庁の項職の欄中「、主任管理主事」を「、予算専門員、主任管理主事」に改め、「、財政主査」を削り、同表監査委員事務局の項職の欄中「、主幹」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

平成24年4月1日印刷  
平成24年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056